

学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る
広島県教育委員会の基本的な考え方について

- 1 学校においては、感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、
②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった
「学校の新しい生活様式」（令和2年5月22日文部科学省）を導入し、
感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、幼児児童
生徒の学習機会を確保する。
 - 2 感染者が確認された場合には、衛生主管部局等と連携しつつ、
感染者及び濃厚接触者の出席停止などを行う。また、学校内で
感染が広がっている可能性がある場合には、専門家の意見を
踏まえ、臨時休業について、適切に判断する。
なお、再度感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、
地域の感染レベルの状況に応じて適切に対応する。
 - 3 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による
情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、
児童生徒等への指導を徹底する。
- ※ なお、県立中学校・高等学校においては6月1日（月）から、県立
特別支援学校においては6月15日（月）から、「学校の新しい生
活様式」（令和2年5月22日文部科学省）による全面再開とする。

令和2年5月22日 広島県教育委員会